

# 令和8年度 労働安全衛生大会

安全で健康に働くことができる環境整備について  
～徳島ビルメンテナンス協会～

資 料

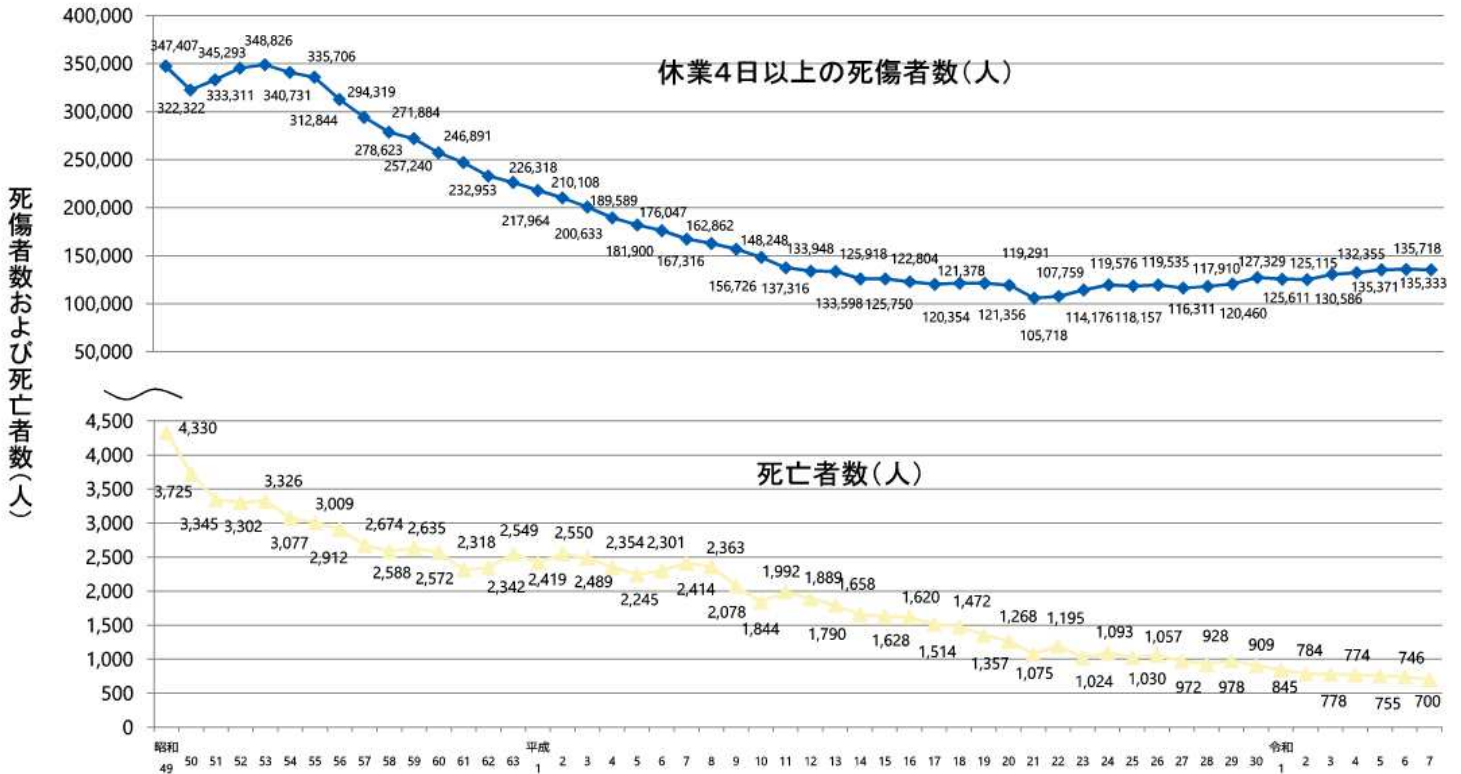
令和8年6月

徳島労働局 労働基準部 健康安全課



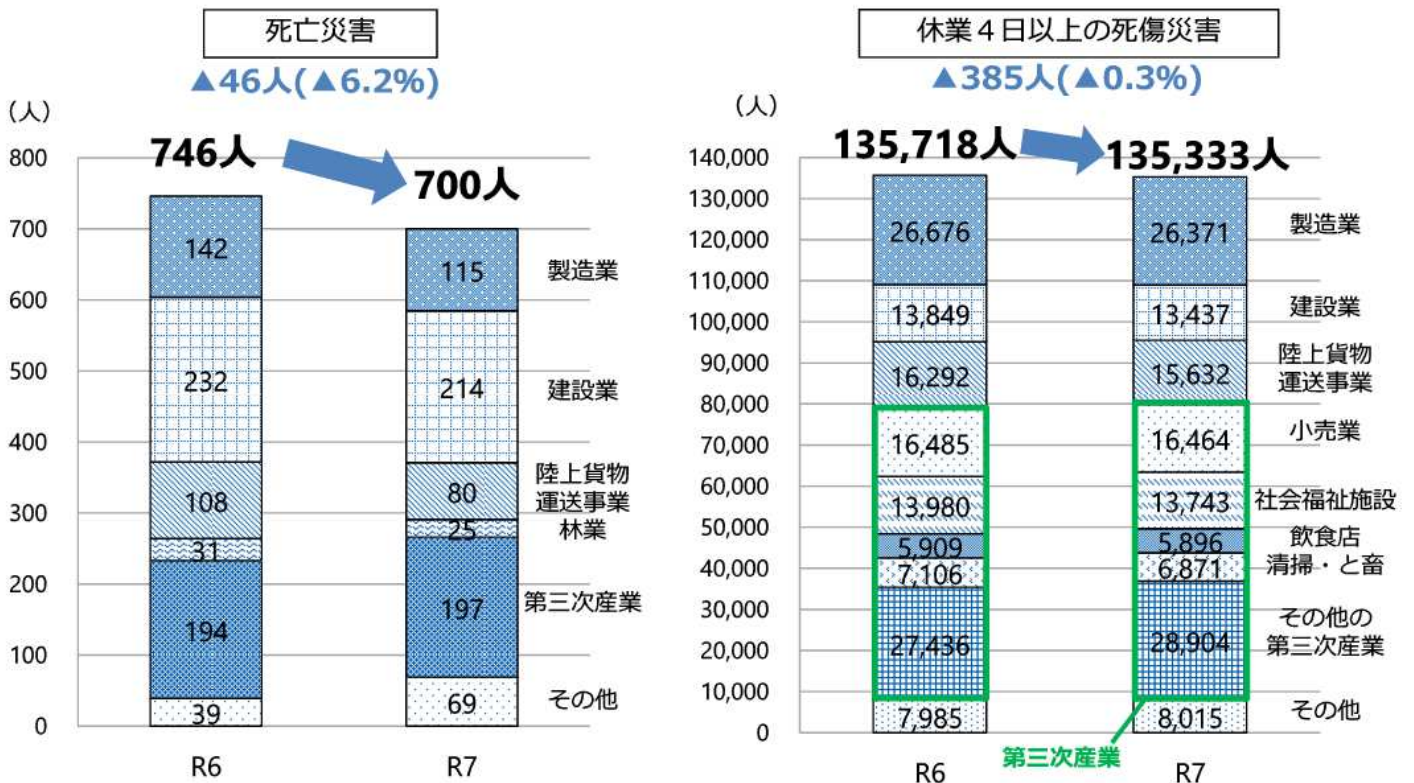
**労働者が  
安全で健康に働くことが  
できる環境整備について**

# 労働災害による死亡者数、死傷者数の推移



出典：平成23年までの死傷者数は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成。平成24年以降は労働者死傷病報告により作成。死亡は死亡災害報告より作成。  
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

## 業種別労働災害発生状況(死亡者数、休業4日以上の死傷者数) R6/R7比較



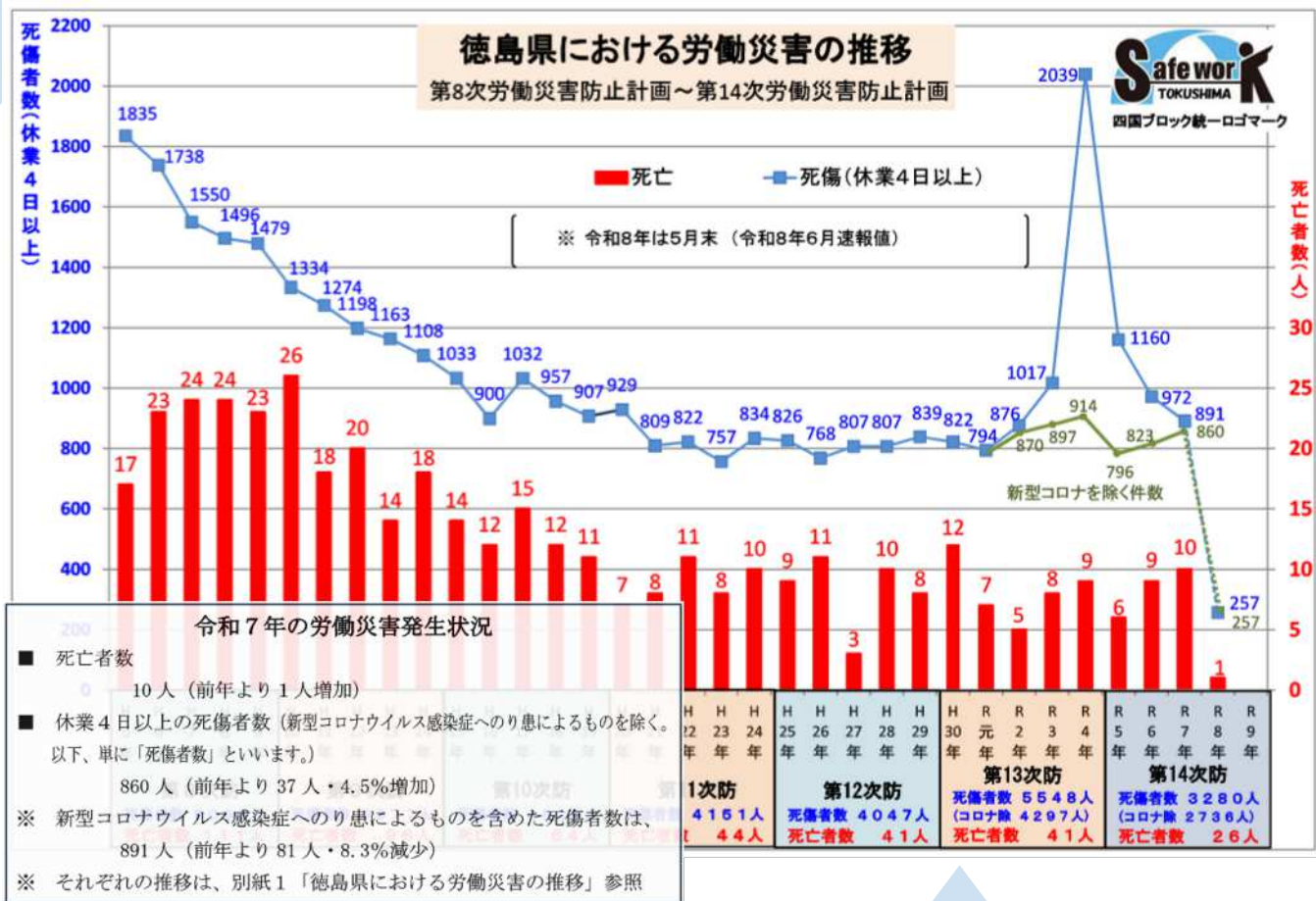
※ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までに発生した労働災害について、令和8年4月7日までに報告があったものを集計したもの

出典：死亡災害報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

出典：労働者死傷病報告

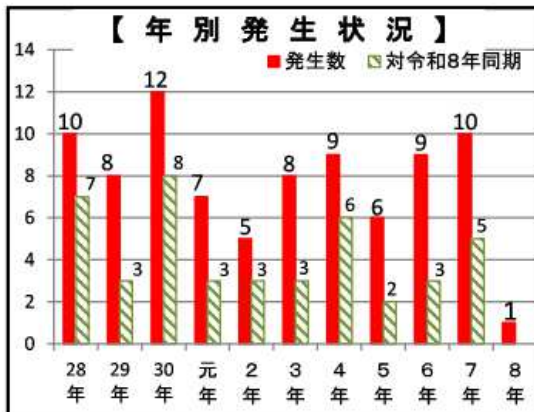
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。



## 徳島県の死亡労働災害発生状況

【平成28年～令和8年】令和8年5月末(令和8年6月速報値)

(※ 各表の単位:「人」)



#### ②年齢別 (死亡者数)

| 年     | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 計  |
|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| ～19   |       |       | 1     |      |      |      |      |      |      |      |      | 1  |
| 20～29 | 1     | 1     |       | 1    |      | 1    |      |      |      |      |      | 4  |
| 30～39 | 1     | 2     | 2     | 1    |      | 1    | 1    |      |      |      |      | 8  |
| 40～49 |       | 1     |       |      | 1    | 3    |      | 3    | 3    |      |      | 11 |
| 50～59 | 3     |       | 3     | 3    | 3    | 3    | 1    |      | 4    | 1    |      | 21 |
| 60～65 | 1     | 2     | 2     | 2    | 1    | 1    | 2    | 2    | 2    | 2    |      | 17 |
| 65歳以上 | 4     | 2     | 4     |      |      | 3    | 2    | 3    |      | 4    | 1    | 23 |
| 計     | 10    | 8     | 12    | 7    | 5    | 8    | 9    | 6    | 9    | 10   | 1    | 85 |

#### ①業種別 (死亡者数)

| 年      | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 計  |
|--------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 製造業    | 3     | 1     | 2     | 2    |      |      | 1    |      | 1    |      |      | 10 |
| 建設業    | 2     | 4     | 4     | 3    | 3    | 3    | 4    | 2    | 2    | 3    | 1    | 31 |
| 道路貨物運送 | 1     |       | 1     | 1    | 1    | 1    | 3    |      |      |      |      | 8  |
| 林業     |       | 1     |       |      |      |      |      | 1    | 1    | 1    |      | 4  |
| 三次産業   |       |       |       |      |      |      |      |      |      |      |      |    |
| 小売業    | 1     |       | 1     |      | 1    |      |      | 2    |      |      |      | 5  |
| 小売以外   | 1     | 1     | 2     |      |      | 3    | 1    | 3    | 2    |      |      | 13 |
| 上記以外   | 2     | 1     | 2     | 1    |      | 1    | 1    |      | 2    | 4    |      | 14 |
| 計      | 10    | 8     | 12    | 7    | 5    | 8    | 9    | 6    | 9    | 10   | 1    | 85 |

#### ③規模別 (死亡者数)

| 年       | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 計  |
|---------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 1～9人    | 8     | 6     | 7     | 3    | 1    | 3    | 2    | 2    | 2    | 6    | 1    | 41 |
| 10～29   | 1     | 2     | 2     | 1    | 3    | 3    | 2    | 4    | 3    | 3    |      | 24 |
| 30～49   | 1     |       | 2     | 1    | 1    | 1    | 3    |      | 2    | 1    |      | 12 |
| 50～99   |       |       |       |      |      | 1    | 1    |      | 2    |      |      | 4  |
| 100～299 |       |       | 1     | 1    |      |      | 1    |      |      |      |      | 3  |
| 300～499 |       |       |       | 1    |      |      |      |      |      |      |      | 1  |
| 500人以上  |       |       |       |      |      |      |      |      |      |      |      |    |
| 計       | 10    | 8     | 12    | 7    | 5    | 8    | 9    | 6    | 9    | 10   | 1    | 85 |

徳島県の業種別労働災害統計（休業4日以上） R8年5月末【令和8年6月速報値】

新型コロナ除く発生件数

|             | 第13次防期間実績 |      |      |      |      | 第14次防推進計画 |      |      |      |      | 対前年同期比較 |      |        |         |
|-------------|-----------|------|------|------|------|-----------|------|------|------|------|---------|------|--------|---------|
|             | 発生状況      |      |      |      |      | 発生状況      |      |      |      |      | 前年同期    | 令和8年 | 対前年同期比 |         |
|             | 平成30年     | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年      | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 |         |      |        |         |
| 製<br>造<br>業 | 食料品製造業    | 54   | 53   | 61   | 66   | 66        | 43   | 46   | 43   |      |         | 8    | 16     | 100.0%  |
|             | 木材木製品製造業  | 16   | 24   | 13   | 16   | 19        | 25   | 26   | 21   |      |         | 2    | 5      | 150.0%  |
|             | 家具装備品製造業  | 19   | 7    | 14   | 9    | 9         | 13   | 11   | 5    |      |         | 2    | 4      | 100.0%  |
|             | 紙、印刷製本製造業 | 5    | 12   | 12   | 9    | 13        | 9    | 9    | 13   |      |         | 2    | 4      | 100.0%  |
|             | 化学工業      | 18   | 25   | 12   | 25   | 21        | 26   | 21   | 23   |      |         | 11   | 6      | -45.5%  |
|             | 窯業土石製品製造業 | 10   | 11   | 5    | 11   | 8         | 12   | 5    | 10   |      |         | 4    | 5      | 25.0%   |
|             | 金属製品製造業   | 22   | 19   | 14   | 15   | 23        | 12   | 21   | 10   |      |         | 2    | 6      | 200.0%  |
|             | 一般機械器具製造業 | 10   | 9    | 7    | 7    | 8         | 8    | 12   | 4    |      |         | 2    | 3      | 50.0%   |
|             | 輸送用機械製造業  | 12   | 10   | 6    | 8    | 7         | 8    | 5    | 1    |      |         | 0    | 1      | #DIV/0! |
|             | 上記以外の製造業  | 25   | 15   | 26   | 31   | 25        | 24   | 25   | 28   |      |         | 7    | 6      | -14.3%  |
| 計           | 191       | 185  | 170  | 197  | 199  | 180       | 181  | 158  |      |      | 40      | 56   | 40.0%  |         |
| 建<br>設<br>業 | 土木工事業     | 36   | 50   | 63   | 49   | 43        | 38   | 41   | 53   |      |         | 19   | 14     | -26.3%  |
|             | 建築工事業     | 60   | 81   | 64   | 54   | 71        | 55   | 41   | 43   |      |         | 17   | 9      | -47.1%  |
|             | その他の建設業   | 29   | 16   | 30   | 29   | 21        | 32   | 28   | 34   |      |         | 11   | 8      | -27.3%  |
|             | 計         | 125  | 147  | 157  | 132  | 135       | 125  | 110  | 130  |      |         | 47   | 31     | -34.0%  |

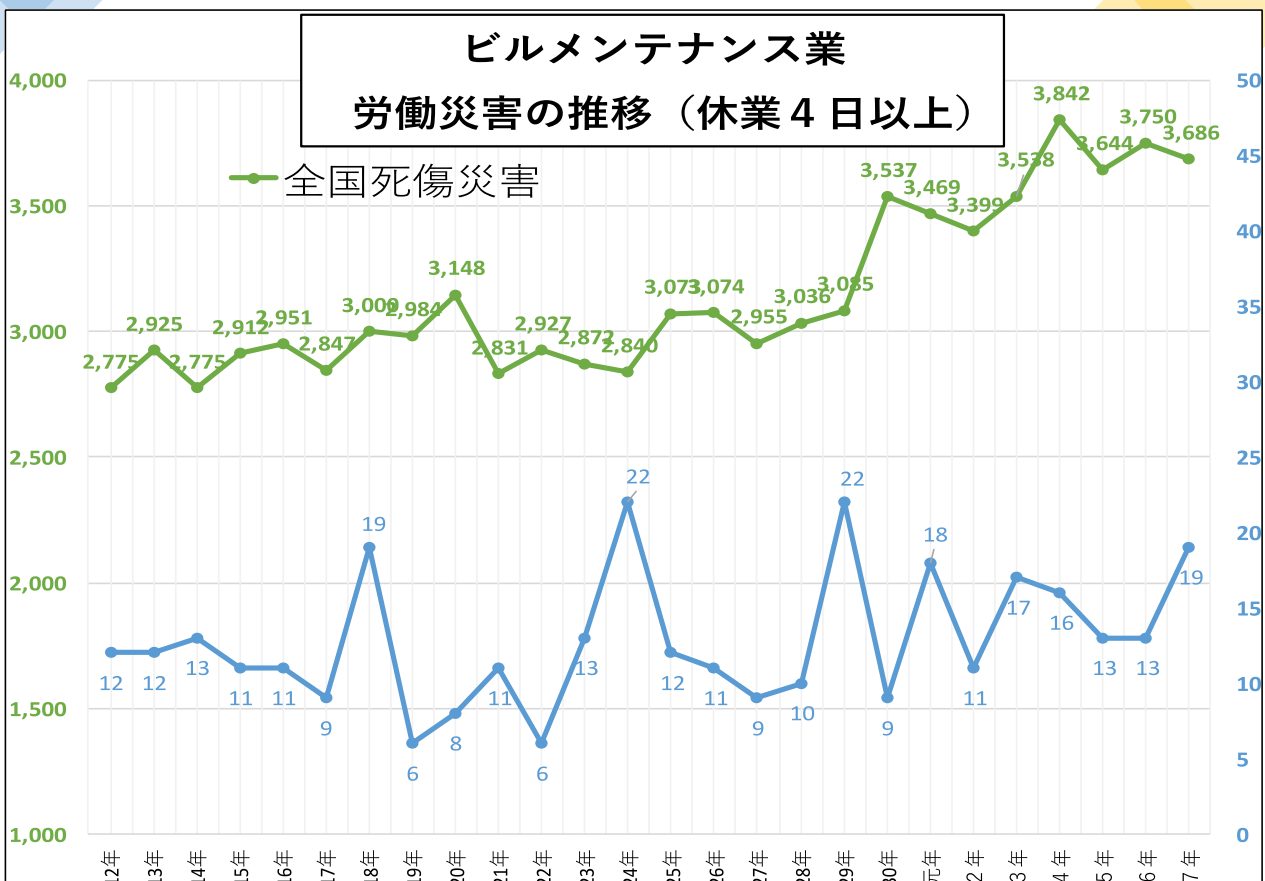
6

|                       |            |     |     |     |     |     |     |     |     |  |     |     |        |         |
|-----------------------|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|-----|-----|--------|---------|
| 運<br>輸<br>交<br>通<br>業 | 道路貨物運送業    | 88  | 75  | 76  | 95  | 85  | 74  | 58  | 66  |  |     | 21  | 20     | -4.8%   |
|                       | その他の運輸交通業  | 10  | 8   | 7   | 6   | 9   | 7   | 3   | 6   |  |     | 1   | 0      | -100.0% |
|                       | 計          | 98  | 83  | 83  | 101 | 94  | 81  | 61  | 72  |  |     | 22  | 20     | -9.1%   |
| 林業                    | 31         | 8   | 18  | 19  | 29  | 22  | 22  | 22  |     |  | 11  | 12  | 9.1%   |         |
| 第<br>三<br>次<br>産<br>業 | 小売業        | 78  | 78  | 96  | 88  | 108 | 77  | 85  | 84  |  |     | 26  | 26     | 0.0%    |
|                       | 医療保健業      | 43  | 33  | 47  | 57  | 50  | 36  | 43  | 66  |  |     | 18  | 25     | 38.9%   |
|                       | 社会福祉施設     | 64  | 63  | 88  | 70  | 75  | 72  | 72  | 85  |  |     | 31  | 26     | -16.1%  |
|                       | 飲食店        | 22  | 22  | 25  | 32  | 34  | 33  | 24  | 31  |  |     | 8   | 6      | -25.0%  |
|                       | 清掃・と畜業     | 39  | 46  | 42  | 41  | 41  | 30  | 45  | 35  |  |     | 9   | 9      | 0.0%    |
|                       | 通信業        | 17  | 23  | 19  | 21  | 16  | 14  | 23  | 20  |  |     | 12  | 4      | -66.7%  |
|                       | 上記以外の第三次産業 | 82  | 78  | 98  | 108 | 105 | 95  | 114 | 126 |  |     | 36  | 26     | -27.8%  |
| 計                     | 345        | 343 | 415 | 417 | 429 | 357 | 406 | 447 |     |  | 140 | 122 | -12.9% |         |
| 上記以外の事業               | 32         | 28  | 27  | 31  | 28  | 31  | 43  | 31  |     |  | 11  | 16  | 45.5%  |         |
| 合計                    | 822        | 794 | 870 | 897 | 914 | 796 | 823 | 860 |     |  | 271 | 257 | -5.2%  |         |

新型コロナウイルス感染症の件数 (6) (120) (1125) (364) (149) (31) (19) (0)

7

| 業種分類         | 事業場割合 |
|--------------|-------|
| 15号 清掃・と畜    | 100%  |
| 01 ビルメンテナンス  | 33.9% |
| 02 産業廃棄物     | 28.4% |
| 03 その他の廃棄物   | 12.4% |
| 04 火葬業       | 2.1%  |
| 05 と畜業       | 0.6%  |
| 09 その他の清掃・と畜 | 16.6% |



令和3～7年 ビルメンテナンス業（全国死亡者数）

（単位：人）

| 事故の型 \ 令和 年 | 3年        | 4年        | 5年        | 6年        | 7年           | 計         |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------|-----------|
| 墜落・転落       | 9         | 6         | 8         | 8         | 9<br>うち2m以上5 | 40        |
| 転倒          |           | 1         |           | 2         | 1            | 4         |
| はさまれ・巻き込まれ  | 1         | 2         | 2         |           | 3            | 8         |
| おぼれ         | 1         | 1         |           |           | 1            | 3         |
| 高温・低温の物との接触 |           | 2         |           |           |              | 2         |
| 交通事故        |           |           |           | 3         | 1            | 4         |
| その他         | 5         | 1         | 1         |           |              | 7         |
| 分類不能        | 1         | 1         |           |           |              | 2         |
| <b>計</b>    | <b>17</b> | <b>14</b> | <b>11</b> | <b>13</b> | <b>15</b>    | <b>70</b> |

※定型統計（業種別事故型別労働災害発生状況）による

10

全国 ビルメンテナンス業 死亡災害事例（令和7年）

| 事故の型          | 起因物   | 被災時の作業内容 | 年齢性別     | 災害の概要   |
|---------------|-------|----------|----------|---|
| 墜落・転落<br>2m未満 | 階段    | 掃き掃除     | 70代<br>男 | 階段の掃き掃除中、階段を踏み外し7段下の階まで転落。脳挫傷を受傷。約2か月後に死亡。                      |
| 墜落・転落<br>2m以上 | 擁壁    | 除草作業     | 70代<br>男 | マンション敷地の周囲にある擁壁一面に生い茂ったツタの除去を一人で作業中、擁壁上部から地上まで転落した。             |
| はさまれ・巻き込まれ    | 垂直搬送機 | 点検中      | 60代<br>男 | 荷物用の垂直搬送機の点検作業中、搬器内に立ち上がった時に、搬器が上昇し、身体が搬器と壁の間に挟まれた。             |
| 転倒            | 起因物なし | 移動中      | 70代<br>男 | 除草の手伝いとしてベニヤ板で飛び石防止をしていたが、ベニヤ板を片付け中に転倒、5日後に死亡。                  |
| はさまれ・巻き込まれ    | 混合機   | 掃除       | 70代<br>男 | 小麦粉用ミキサー機の清掃作業中、ドラムの汚れを払拭しようとして、回転中のドラム内に頭を入れ、ドラムとガイドの間に頭を挟まれた。 |

11

徳島県内のビルメンテナンス業 事故の型別発生状況 (令和3年～令和7年)

ビルメンテナンス業の労働災害を事故の型別にみると、次の3つの災害が多くなっています。

- 1 転倒災害
- 2 動作の反動・無理な動作
- 3 墜落・転落災害



| 事故の型 \ 令和 年 | 3年        | 4年        | 5年        | 6年        | 7年        | 計         |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 転倒          | 7         | 7         | 6         | 7         | 12        | 39        |
| 動作の反動・無理な動作 | 4         | 1         | 5         | 3         | 2         | 15        |
| 墜落・転落       | 4         | 6         | 2         | 1         | 2         | 15        |
| 激突          | 1         | 0         | 0         | 1         | 1         | 3         |
| 切れ・こすれ      | 0         | 1         | 0         | 1         | 1         | 3         |
| はさまれ・巻き込まれ  | 1         | 0         | 0         | 0         | 0         | 1         |
| 上記以外        | 0         | 1         | 0         | 0         | 1         | 2         |
| <b>計</b>    | <b>17</b> | <b>16</b> | <b>13</b> | <b>13</b> | <b>19</b> | <b>78</b> |

徳島県内のビルメンテナンス業 年代別 転倒災害発生状況 (令和7年)

(内数)

| 年代    | 転倒計 | (滑り) | (つまづき) | (踏み外し) | (もつれ等) | (その他) |
|-------|-----|------|--------|--------|--------|-------|
| 10代   | 0   |      |        |        |        |       |
| 20代   | 1   |      |        |        |        | 1     |
| 30代   | 1   |      |        |        |        | 1     |
| 40代   | 0   |      |        |        |        |       |
| 50代   | 0   |      |        |        |        |       |
| 60代   | 5   | 1    | 1      | 1      | 2      |       |
| 70代以上 | 5   |      | 4      |        |        | 1     |
| 計     | 12  | 1    | 5      | 1      | 1      | 4     |

# スーパーマーケット店舗内の 滑りやすさマップ

滑りによる転倒災害を防止しましょう！

第12次労働災害防止計画では、小売業における転倒災害の割合が高く、個人の行動に着目した新しい労働災害防止の手法が求められています。本冊子は転倒の中でも特に多い滑りに焦点を当て、店舗内場面別の滑りやすさの見える化とすぐにでも実施可能な対策をまとめたものです。

本冊子を活用し、滑りによる転倒防止を図ることで、従業員だけでなくお客様にとってもやさしい店舗にしましょう。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

14

- セラミックタイル
- 乾燥
- 滑りやすさ：低（摩擦係数：0.32）



- 濡れた途端に滑りやすくなるので、食品等のしずくや雨天時の濡れ対策を徹底しましょう。
- 乾拭きだけでは不十分なので、定期的に水拭きを行いましょう。
- 床を足の裏で擦ったときにキュッと鳴くくらいが滑りにくさの証です。

15

- ビニルシート
- 濡れ(レタスの水分)
- 滑りやすさ：**高** (摩擦係数：0.19)



レタスが測定で踏み潰された状態となり、水分によって滑りやすい状態になることが分かりました。ただし水分を含まない葉物でも、乾燥した床面よりは滑りやすいので、葉物くずが出にくい陳列方法やマットの配置などが必要です。

- 薄くて水分を含んだもの(レタス等)や乾燥したもの(ねぎの皮等)は特に注意が必要です。
- 葉物くずが落ちにくい包装や品出しと共に、定期的に捨てる管理体制を構築しましょう。

16

- 塗床はっかつ(防滑加工)
- 濡れ
- 滑りやすさ：**低** (摩擦係数：0.35)



表面がざらざらしたタイプの防滑性のある床です。濡れていますが滑りにくい状態を維持していました。ただしグレーチング(溝蓋)は防滑加工していませんので非常に滑りやすく、十分な注意が必要です。

- 靴底が濡れたまま外に出ると濡れが広がるだけでなく、滑る危険がありますので、入口付近には必ずマットを配置しましょう。
- 現在は問題ないのですが、防滑加工の突起は使用状況に応じて摩滅しますので、定期的に滑りにくさを確認しましょう。
- 魚のあらやゴミ類が床に落ちたらそのままにせず、すぐに取り除きましょう。
- グレーチング上の滑りに気をつけましょう。
- グレーチングの配置は排水性だけでなく、作業者の動線から避ける設計が望まれます。



17

- 塗床（防滑加工）
- 油っぼい（汚れた靴底使用）
- 滑りやすさ：**高**（摩擦係数：0.12）



⑥と同じ場所で汚れた靴底（写真右）で測定したところ、結果が悪くなりました。ただしその差はかなり小さかったので、滑り対策の要は床の油膜の除去であると言えます。

- 油がこぼれる場所を特定し、こぼれにくい設備と作業方法を検証しましょう。
- 耐熱性（常時 100 度以上を保障）のある床材を採用しないとすぐに劣化し、剥離によって衛生面や防滑効果に問題が生じますので、床材選定時に注意しましょう。
- 床をコーティングすると汚れが拭き取りやすく、洗い流し回数を減らすことができます。
- 定期的な清掃によって滑りにくさや衛生面のメリットだけでなく、靴の長持ち効果が期待できます。
- 床だけでなく靴底も洗いましょう。

18

## 高年齢者の労働災害防止のための指針 ～エイジフレンドリー指針～ 【概要版】

**1 趣旨** この指針は、労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高年齢者の労働災害を防止するため、事業者が講ずるよう努めなければならない措置について、その適切かつ有効に実施するため定めたものです。

### **2 事業者が講ずべき措置**

次の1～5に掲げる事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要です。

19

## 1 安全衛生体制の確立等

### ◇ 経営トップによる方針表明及び体制整備

- ・ 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確にします。
- ・ 安全衛生委員会等において高年齢者の労働災害防止対策に関する事項を調査審議し、労使で話し合います。



### ◇ 高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

- ・ 高年齢者の身体機能等の低下による労働災害の発生リスクについて、災害事例等から危険源を洗い出し、リスクの高いものから優先的に対策を講じます。

20

## 2 職場環境の改善

### ◇ 身体機能低下を補う設備・装置の導入

- ・ 高年齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行います。

### ◇ 高年齢者の特性を考慮した作業管理

- ・ 筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等を見直します。



## 3 高年齢者の健康や体力の状況の把握

### ◇ 健康状況の把握

- ・ 労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施します。

### ◇ 体力の状況の把握

- ・ 高年齢者の体力状況を客観的に把握し、適切な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望まれます。また、事業場の実情に応じて青年期・壮年期から実施することで、安全で安心な職場づくりに役立ちます。

### ◇ 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

- ・ 健康情報等は「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、プライバシーに十分配慮し適切に取り扱います。



21

## 4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

### ◇ 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

- ・健康や体力の状況を踏まえ、必要に応じて、業務内容の見直しや働き方の配慮をします。

### ◇ 高齢者の状況に応じた業務の提供

- ・高齢者が安心して働き続けられるよう、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールづくりに努めます。
- ・業務内容の決定に当たっては、健康状態や体力の状況を踏まえ、安全と健康の観点から適切な業務とのマッチングに努め、継続的な就労が可能となるよう配慮します。
- ・高齢者の治療と仕事の両立については、「治療と就業の両立支援指針」に基づき、取り組むよう努めます。



### ◇ 心身両面にわたる健康保持増進措置

- ・集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上を目的とした取組を継続的に実施します。
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」に基づき、心身の健康づくりに努めます。

22

## 5 安全衛生教育

### ◇ 高齢者に対する教育

- ・法令に基づく教育等を確実に行うとともに、作業内容とそのリスクについて理解しやすくするため、十分な時間をかけ丁寧に説明します。高齢者が再雇用等によりこれまで経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行います。



### ◇ 管理監督者等に対する教育

- ・管理監督者等に対して、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行います。

## 3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮し、作業環境の改善や作業管理など、必要な安全対策に努めます。一方、個々の労働者も、身体機能等の低下が労働災害のリスクにつながる可能性を理解し、事業者と協力しながら安全な職場づくりを進めていきましょう。

23

## 4 国、関係団体等による支援の活用

事業者は、国や関係団体が実施する支援策を積極的に活用し、職場の安全対策や環境整備に役立てていきましょう。

【参考】「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

中小企業事業者の皆さまへ

令和8年度（2026年度）版

### 「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、**本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。**→



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)~10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。



厚生労働省HPへ

24

中小企業事業者の皆さまへ

令和8年度（2026年度）版

### 「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、**本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。**→



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)~10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。

- ・ 1年以上事業を実施していること
- ・ 役員を除き、自社の労災保険適用の**高齢労働者(60歳以上)**が常時1名以上就労していること

25

## I 専門家総合対策コース（職場環境改善・運動指導等）

以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

### 第1段階

#### A. 労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施

##### 【補助対象】

労働安全衛生に係る外部専門家による、高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費

補助率：4/5

上限額：100万円

(B、Cの間接補助金額を含む)  
(消費税を除く)

※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第2段階の申請から行うことも可能です（その場合は第1段階の申請は不要です）。

第1段階の申請期間は、令和8年8月31日までとなっております。ご注意ください。



### 第2段階

#### B. リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策（熱中症対策は除く）

##### 【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（対象の高年齢労働者（役員、派遣労働者を除く）が補助対象に係る業務に就いていること。）

補助率：1/2

上限額：100万円（A、Cの間接補助金額を含む。）

(消費税を除く)

### 第2段階

#### C. リスクアセスメント結果を踏まえた高年齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組

##### 【補助対象】

リスクアセスメント結果を踏まえた労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェック及び運動指導等に要する経費（役員、派遣労働者を除く労働者に対する取組に要する経費に限ります。）

補助率：1/2

上限額：100万円（A、Bの間接補助金額を含む）

(消費税を除く)

## II 熱中症対策コース

【補助率：1/2 上限額100万円（消費税を除く）】

##### 【補助対象】

暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装備の導入に要する経費

## III コラボヘルスコース

【補助率：3/4 上限額30万円（消費税を除く）】

##### 【補助対象】

コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組（保険者への健康診断結果のデータ提供を含む）に要する経費



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

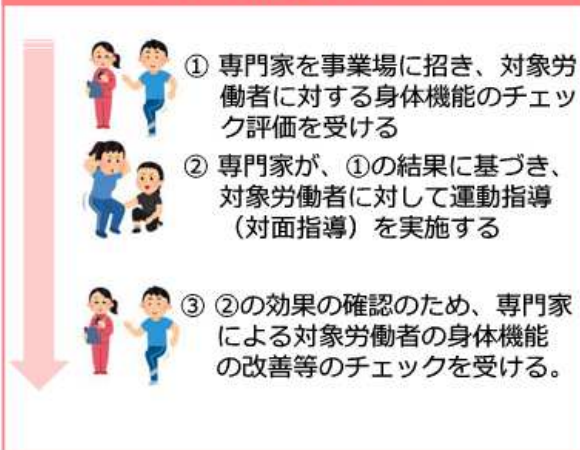


一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

## 第2段階（運動指導等の取組）

### C. リスクアセスメントの結果を踏まえた高齢労働者を含む全ての労働者の転倒防止・腰痛予防のための運動指導等の取組に要する経費

#### 補助対象となる取組



※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士等

#### ※注意事項※

- ・転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。
- ・①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を1回実施後、②を3回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ・①～③の実施について、安全性を確保するため、専門家との対面による実施に限ります（オンラインによる実施は補助対象外です。）。
- ・物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- ・支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきますので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご注意ください。
- ・運動指導（転倒防止）申請にあたり、必須となる転倒等評価セルフチェック票はエイジフレンドリー補助金HP→に掲載しています。（参考資料をご参照ください）



- 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）

### C.労働安全衛生の専門家による安全衛生教育の取組

- 労働安全衛生の専門家を活用し、高齢労働者の特性を踏まえた安全衛生教育の受講に当たって必要な経費を補助します。

※ 労働安全衛生の専門家とは・・・労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第12条に規定する安全管理士又は衛生管理士 等

28

## II 熱中症対策コース 【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

### 補助対象

- ◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

- ◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。

例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

#### 【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・体温を下げるための機能のある服や装備
- ・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー  
（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等）

#### 【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・アイススラリー又は保冷剤を冷やすための専用の冷凍ストッカー  
（アイススラリー又は保冷剤を保冷できる機器で、最大は400Lまで）

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）



4

交付申請書受付期限 令和8年10月31日(当日消印有効)  
 ※専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日

支払請求書受付期限 令和9年1月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
**「エイジフレンドリー補助金事務センター」**  
 (ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>)

関係書類  
送付先

申請書類は郵送またはJグランツで申請ください(メールでの申請はできません)  
 (郵送の場合) 〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階  
**エイジフレンドリー補助金事務センター**  
 (Jグランツの場合) <https://www.jgrants-portal.go.jp/>  
 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください  
 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では  
 送付しないでください。

お問合せ先

申請担当

支払担当

電話: 03 (6381) 7507  
 FAX: 03 (6809) 4086

電話: 03 (6809) 4085  
 FAX: 03 (6809) 4086

受付時間

平日10:00~12:00/13:00~15:00  
 (土日祝休み、平日12:00~13:00は電話に出ることができません)  
 <8月10日~8月14日(夏季休暇)、12月29日~1月3日(年末年始)を除く>



**STOP!**  
**熱中症**  
**クールワーク**  
**キャンペーン**

職場での熱中症により近年は、  
 一年間で約30人が亡くなり、  
 約1,000人以上が4日以上  
 仕事を休んでいます。

◀熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月 5月 6月 7月 8月 9月  
準備 重点取締

準備期間 **4月** にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、  
 チェックしましょう。

## 準備期間 4月 にすべきこと

### 労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し  
熱中症予防の責任体制を確立

### 暑さ指数 (WBGT) の 把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

### 作業手順・作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止  
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を  
策定

### 設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または  
冷房設備、散水設備の設置を検討

### 休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や  
涼しい休憩場所の確保を検討

### 服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や  
送水により身体を冷却する機能をもつ服の  
着用も検討

### 教育研修 の実施



管理者、作業者に  
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



### 緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応（異常時における連絡体制や  
対応手順等）を確認し、関係者に周知

32

## キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP  
1

### 暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP  
2

### 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

33

**暑さ指数の低減**  
準備期間に検討した設備対策を実施

**休憩場所の整備**  
準備期間に検討した休憩場所を設置

**服装**  
準備期間に検討した服装を着用

**作業時間の短縮**  
作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止

**プレクーリング**  
作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

**水分・塩分の摂取**  
水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）

**暑熱順化への対応**  
熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整  
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること

**健康診断結果に基づく対応**  
次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

**日常の健康管理**  
当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

**作業中の作業者の健康状態の確認**  
巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導

**異常時の対応**  
あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底  
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応  
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却  
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

**重点取組期間**  
**7月**  
**にすべきこと**



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

(R8.2)

徳島県内の職場における熱中症発生状況（令和3～7年）

〔労災給付統計(不休災害含む)による〕

表1 月別発生状況

(人)

| 発 生 年                   |       | 令和3年          | 令和4年          | 令和5年             | 令和6年          | 令和7年             |
|-------------------------|-------|---------------|---------------|------------------|---------------|------------------|
| 年 間 発 生 数               |       | 31            | 51            | 34               | 95            | 104              |
| 発 生 月                   | 5月以前  | 1             | 2             | 1                | 1             | 2                |
|                         | 6月    | 3             | 10            | 1                | 12            | 20               |
|                         | 7月    | 12            | 25            | 17 <sup>*2</sup> | 41            | 36 <sup>*3</sup> |
|                         | 8月    | 15            | 11            | 10               | 33            | 33               |
|                         | 9月    | 0             | 2             | 2                | 7             | 12               |
|                         | 10月以降 | 0             | 1             | 3                | 1             | 1                |
| 7、8月の合計数<br>(全期間に占める割合) |       | 27<br>(87.1%) | 36<br>(70.6%) | 27<br>(79.4%)    | 74<br>(77.9%) | 69<br>(66.3%)    |

〔※2…建設業で死亡1人、※3…運輸業で死亡1人〕

36

表2 業種別発生状況

(人)

| 業種 \ 年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年             | 令和6年 | 令和7年             | 合計  |
|--------|------|------|------------------|------|------------------|-----|
| 製造業    | 8    | 7    | 4                | 14   | 27               | 60  |
| 建設業    | 14   | 13   | 17 <sup>*4</sup> | 22   | 19               | 85  |
| 運輸業    | 1    | 4    | 2                | 12   | 12 <sup>*4</sup> | 31  |
| 農業     | 2    | 0    | 0                | 2    | 0                | 4   |
| 林業     | 1    | 1    | 0                | 2    | 4                | 8   |
| 商業     | 2    | 6    | 2                | 4    | 11               | 25  |
| 清掃・と畜業 | 0    | 3    | 2                | 7    | 0                | 12  |
| 警備業    | 0    | 2    | 2                | 5    | 12               | 21  |
| その他    | 3    | 15   | 5                | 27   | 19               | 69  |
| 合計     | 31   | 51   | 34               | 95   | 104              | 315 |

〔※4…うち死亡1人〕

37

表3 発生時間帯別の発生状況

45% (人)

| 時間帯 \ 年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 合計  |
|---------|------|------|------|------|------|-----|
| 9時台以前   | 5    | 5    | 8    | 8    | 13   | 39  |
| 10時台    | 1    | 4    | 5    | 10   | 15   | 35  |
| 11時台    | 6    | 6    | 3    | 9    | 19   | 43  |
| 12時台    | 5    | 3    | 3    | 12   | 7    | 30  |
| 13時台    | 3    | 3    | 1    | 6    | 10   | 23  |
| 14時台    | 4    | 6    | 4    | 19   | 14   | 47  |
| 15時台    | 2    | 8    | 5    | 16   | 11   | 42  |
| 16時台    | 3    | 7    | 1    | 8    | 7    | 26  |
| 17時台    | 2    | 3    | 3    | 5    | 4    | 17  |
| 18時台以降  | 0    | 6    | 1    | 2    | 4    | 13  |
| 合計      | 31   | 51   | 34   | 95   | 104  | 315 |

38

表4 年代別の発生状況

(人)

| 歳台 \ 年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 合計  |
|--------|------|------|------|------|------|-----|
| 10代    | 2    | 1    | 2    | 2    | 7    | 14  |
| 20代    | 7    | 17   | 6    | 19   | 28   | 77  |
| 30代    | 4    | 11   | 4    | 16   | 13   | 48  |
| 40代    | 7    | 9    | 5    | 21   | 19   | 61  |
| 50代    | 5    | 10   | 10   | 19   | 15   | 59  |
| 60代以降  | 6    | 3    | 7    | 18   | 22   | 56  |
| 合計     | 31   | 51   | 34   | 95   | 104  | 315 |

39

## (1) 暑さ指数 (WBGT) ※1 の把握とその値に応じた熱中症防止対策の実施

〔※1…「暑さ指数 (WBGT)」とは、気温に加え、湿度、輻射熱等を考慮した指数〕

- ①暑さ指数に応じた作業計画の策定 (休息時間の確保など)
- ②涼しい休憩場所の確保
- ③身体冷却 (透湿性・通気性等) の機能を有する服装の着用

## (2) 定期的な水分・塩分の摂取

## (3) 健康状態の把握に基づく適切な対応

- ①日常及び作業中の健康状態の確認
- ②疾患 (糖尿病・高血圧症など) を有する労働者への配慮
- ③暑熱順化 (熱に慣らす期間) への対応

## (4) 管理者及び労働者への労働衛生教育の実施

40

## (5) 改正労働安全衛生規則に係る取組

### ①体制整備

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけ  
た者」が、その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知

### ②手順作成及び関係者への周知

熱中症の恐れがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となる  
よう、

- ・事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ・作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症の重篤化を防止







するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知





41

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について（安衛則改正）



あなたの職場にいますか？  
**化学物質管理者**

|   |   |
|---|---|
| <p>①事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。</p>   | <input type="checkbox"/>  |
| <p><b>解説</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。</li> <li>○令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のRA対象物は<a href="#">こちらのリスト</a>をご覧ください。</li> <li>○令和9年4月1日に約150物質が追加される予定です。追加物質については、<a href="#">こちらのリスト</a>をご確認ください。</li> </ul>  | <p>R7,R8追加分 </p> <p>R9追加分 </p>  |
| <p>②化学物質管理者を選任していますか。</p>   | <input type="checkbox"/>  |
| <p><b>解説</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○RA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。</li> <li>○化学物質管理者の選任については、以下のQ&amp;AのNo.2-1-1～2-1-10をご確認ください。<br/><a href="#">化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&amp;A</a></li> </ul>  |    |
| <p>③RAを実施していますか。</p>  | <input type="checkbox"/>  |
| <p><b>解説</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。</li> <li>○厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の□に✓をつけてください。</li> <li>・業種・作業別マニュアル</li> <li>・建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル</li> <li>(参考) Q1-1 <a href="#">なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</a></li> <li>Q1-2 <a href="#">リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</a></li> </ul> | <p>業種・作業別マニュアル<br/>(業種・作業別) (建設業)</p> <p>参考</p>    |

|  |  |                          |
|--|--|--------------------------|
| ④ R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。                     |  | <input type="checkbox"/> |
| 解説   | <p>○法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。</p> <p>○③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。</p> <p>(参考) Q12-1 <a href="#">リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。</a> </p> <p>Q12-2 <a href="#">リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。</a></p> |                          |
| ⑤安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。 |  | <input type="checkbox"/> |
| 解説   | <p>○化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。</p> <p>(参考) Q15-1 <a href="#">入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。</a> </p> <p>Q15-2 <a href="#">ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</a></p>  |                          |
| ⑥（保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。              |  | <input type="checkbox"/> |
| 解説   | <p>○保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&amp;AのNo.2-2-1～2-2-3をご確認ください。</p> <p><a href="#">化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&amp;A</a> </p>   |                          |
| ⑦（化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。 |  | <input type="checkbox"/> |
| 解説   | <p>○化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。</p> <p>(参考) Q13-1 <a href="#">SDSはいつ交付しなければならないのか。</a> </p> <p>Q13-2 <a href="#">ホームページでSDSを提供しても良いか。</a></p>  |                          |

労働者数50人未満の事業者の皆さまへ

# ストレスチェック が義務になります！

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています（労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。）

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。

（施行期日は公布後3年以内に政令で定める日）

## ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査（ストレスチェック）を実施し、**本人のストレスへの気付き・セルフケア**を促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、**職場のストレス要因の改善**につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

46

## ストレスチェック制度に取り組む意義

- **労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。**ひとたびメンタルヘルス不調にさせてしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、**大きな人材の損失**となるほか、**経営上のリスク**につながってしまいます。
- また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、**生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上**といった持続的な経営につながります。特に、人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きいと考えられます。
- こうした視点も踏まえて、事業者は、**職場のメンタルヘルス対策を経営課題として位置付け、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。**



47

## 小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「**小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル**」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。  
※**マニュアルの概要版（スタートガイド）**もあります



厚労省HP  
(ストレスチェック)



### 専門スタッフの支援

厚労省が設置する都道府県の**産業保健総合支援センター**では、メンタルヘルス対策の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）による、研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**等の支援メニューが無料で受けられます。



都道府県  
さんぽセンター



### サポートダイヤル

**ストレスチェック制度サポートダイヤル**では、ストレスチェック制度の導入・実施についてのご相談に専門スタッフがお答えします。

電話番号：  
0570-031050  
(全国统一ナビダイヤル)

受付時間：  
平日10時～17時  
(土日祝日、年末年始は除く)

※ 運営は厚労省所管の独立行政法人  
労働者健康安全機構

### 「こころの耳」

厚労省が運営するメンタルヘルスポータルサイト「**こころの耳**」では、ストレスチェック制度の実施に役立つ情報（メンタルヘルス対策の学習動画や、**中小企業における取組事例**など）を広く掲載しています。



ポータルサイト  
「こころの耳」



ご静聴ありがとうございました。